

河内国貢租米の江戸廻米について

——若江郡御厨村加藤家文書にみる一事例——

池田 治 司

はじめに

畿内幕府直轄領の本途物成のうち、三分の一銀納、十分の一大豆銀納の石代納部分を除いた六分方米納の貢租米は、基本的には大阪・二条・江戸の御蔵に廻送されていた。こうした幕府直轄領の貢租米は城米と呼ばれ、備荒貯穀のための囲米や幕臣の扶持米等にあてられ、このうち江戸の米蔵に納入された貢租米を廻米と呼び、大阪・二条の米蔵に納められたものを詰米とい^①った。

本稿では、河内国若江郡御厨村加藤家文書（大阪商業大学商業史博物館所蔵）に残る廻米史料に基づいて、河内国における江戸廻米の一事例を紹介したい。

御厨村の庄屋加藤勘左衛門は、幕末の安政四年（一八五七）に、郡中の代表として江戸にて蔵納にあたる納庄屋（納名主）の一人に選ば

れ、「河州若江郡渋川郡志紀郡丹南郡丹北郡右五郡村々納名主惣代^②」として江戸へ赴いている。こうした経緯から、同時期の江戸廻米に係る史料が同家文書中に比較的豊富に残っている。

本稿は、この文書の性格に準じ、信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米という視点から、当時の現状をまとめたものである^③。

一 廻米仕法の時代背景と廻送蔵

畿内幕府直轄領の江戸廻米の成立は、寛永十一年（一六三四）とみられ、当初から直接江戸へ廻送されていたと考えられる^④。

ここで取り上げる安政年間は、正徳二年（一七一二）の廻送規定改正以前の弊害（廻船請負の入札制による一手請負が船や乗員の無理な調達を生み、事故や難破が増加した。）の改善のために請負人を固定

し、廻船御用達と廻船定差配が廻米を取り仕切っていた時期である。⁵⁾

また、蔵納仕法の面では、寛政二年（一七九〇）以前は納宿と称する商人がこの手続を取り扱っていた。その一方で、彼らは難破などで納米に不足を生じた場合の貢租不足分の利貸も行っていたので、次第に優位な立場を利用して不当な要求をするようになり、村方が難渋したため、同年に江戸の納宿が全廃され、代わって寛政六年（一七九四）に浅草猿屋町に納方会所が設けられ、ここに属する廻米納方御用達と呼ばれる有力商人から登用された役人が、蔵納手続を取り仕切るようになった。⁶⁾

江戸の米蔵は、浅草をはじめ、その対岸の本所、小菅等に設置されていたが、浅草御蔵以外は全て初蔵で、主として備荒貯穀にあてられた。これに対し浅草御蔵は、幕府経済に資する他に、旗本御家人の扶持米にあてる貢租米を収納する蔵で、享保頃まで江戸各所に散在していた米蔵を一ヶ所に集めたものである。その規模は、文政年間までおよそ五一宇二五八戸前あり、弘化年中に一六宇九八戸前増築して、合計六七宇三五六戸前の規模であった。⁷⁾

二 江戸廻米の津出しと郡中廻米役人

ここで、河内国における江戸廻米の大坂川口までの津出しの状況を、御厨村を例にとり追ってみたい。御厨村周辺地域の貢租米は、まず各村の郷蔵から古大和川筋（楠根川や長瀬川岸）に搬出され、そこから一旦大阪備前島借蔵まで川路二里を剣先船で積下し、さらに備前島

から上荷船・茶船で川口へ運び、幕府が手配した役船（廻船）に積み込んで、江戸へ廻送した。

大坂川口付近に郡単位で備蔵、借蔵を備えるのは、摂津・河内幕府直轄領の基本的な納入形式⁸⁾で、ここで貢租米の改めを受け、廻船の準備ができるまで一時保管していた。

寛保三年（一七四三）の御厨村「明細帳」をみると、村内には梁行二間半、桁行五間の郷蔵が一ヶ所、氏神境内除地に建てられており、郷蔵より古大和川浜まで二丁半の道程を搬出し、ここから大阪京橋（備前島）まで船路八〇丁（約二里）を津出ししている。

同史料に船路の運賃は明記されていないが、加藤家文書中に残る明和七年（一七七〇）の南部隣村下小坂村「差出明細帳」によれば、京橋までの運賃は一石につき銀一匁であり、また、『布施市史第二巻』に載る天保三年（一八三三）の東部隣村新家村の同運賃は、一石につき銀九分を百姓が負担している。⁹⁾

御厨村「明細帳」、「米津出シ場」の項には、「（京橋までの船路）五里内二而御座候二付運賃者不被下候」（「内筆者注」と但し書がある。つまり道法五里内のため、この間の運賃は百姓が負担せねばならぬことを明記したものである。五里内の貢租米運搬には駄賃が支給されない制度は、江戸期以前からの慣例で、幕府はこれにならったのである。¹⁰⁾

また、剣先船の働場は京橋までで、大阪川内は上荷船・茶船の働場であったので、百姓はこの積替賃米をも負担せねばならず、摂津・河

内幕府直轄領の村々は、大阪町奉行所に積替え小廻し賃米の廃止と百姓勝手の船で備前島借蔵所までの津出しを願し、寛政三年（一七九一）許可された。¹¹

河内貢租米の大坂川口までの積下しには、貢租米混入というトラブルも発生した。安政五年（一八五八）四月二三日付にて、「当御支配所郡々惣代相兼納人河州若江郡御厨村庄屋勘左衛門、大坂湊御米差配人多田屋篤右衛門」の連名による信楽御役所への届書によると、加藤勘左衛門が納名主惣代を勤めた安政四年の同支配所丹南丹北両郡の貢租米を剣先船にて「旧大和川筋大坂仮蔵所」へ積送りの節、大津御役所支配の石川郡村方も同川筋を積下すので、貢租米を積み合わせたところ、江戸廻送後一俵の混入が発覚し、江戸表にてこの件について御糺しがあったことが記されている。

江戸への廻米輸送には空船の役船を調達するのが決まりで、郡中からは納庄屋と上乘が選ばれ納米に立会う。納庄屋は先述のごとく江戸にて納米にあたるもので、上乘は廻船に同乗し、船中の租米の監督・処分その他の取締りにあたる。これ以外に、納米川口津出し及び廻船積立時には、「湊詰庄屋」あるいは「濱詰庄屋」などと呼ばれる村方役人が関係した。

上乘は、二五歳から五〇歳くらいまでで、筆算もかなりでき、高五石以上を保有する真面目な百姓の中から鬪で選ばれたが、享保五年（一七二〇）にいたり、鬪順に拘わらず廻米を大切にし、船頭や水主などに不埒なことがあれば吟味できる能力のある者を選ぶように命ぜ

られた。¹³そして、安政五年には、持高十石以上の百姓を対象に上乘を選ぶように仰せ渡されている。¹⁴

納庄屋も郡中の実力者で実態にそぐう者を選ぶように決められていたが、郡中の利便のため、納庄屋や上乘を出す郡中が重複しないように調整をはかっている。¹⁵

三 江戸廻米の積立仕法

江戸廻米の積立仕法について、寛政二年九月付の「諸国御廻米御仕法書」（加藤家文書）を引用しながら解説する。

本文は次の前書きから始まっている。

諸国御廻米積船之儀欠請負相止メ一統定例廻之義者船中欠減之定メ無之郡中安心致間敷二付以来取締之儀廻船差配人江申渡様俵仕立方并船中置場迄取極二付別紙仕法書巻冊并絵図老枚相渡候間被得其意村々之もの江茂得と申含心得違無之様可被取計候右之趣者本田弾正大弼殿江伺之上申渡候

九月

右之通被 仰渡奉承知候尤仕法書絵図共銘々写取返上可仕候勿論場所替最寄替有之節者都支配江可申送旨被 仰渡奉承知候

戊九月二日

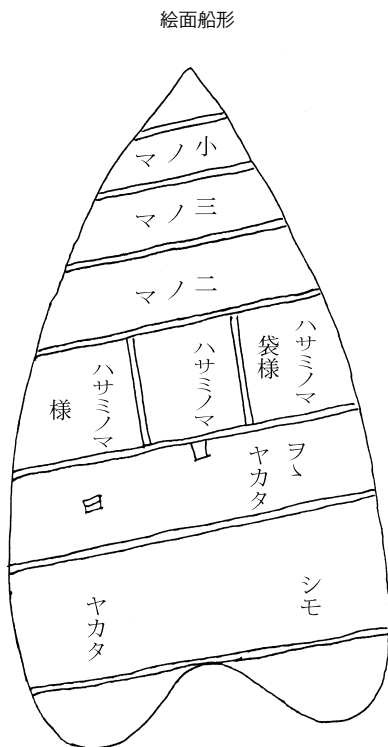
菅谷弥五郎手代

福永政右衛門

貢租米一俵の米量は全国一様ではなく、地方によって差があった。河内国幕府直轄領の一俵は五斗入であったが、その実容量は五斗二升ないし三升であり、この超過分は込米や欠米として付加したものである。どちらも俵中の欠減を補うためのもので、込米は貢租米に算入さず、全く郡中の損失となったが、輸送中の腐化米・沢手米などを補うための欠米は、不足の補充に用い余った分は郡中に還付された。¹⁷

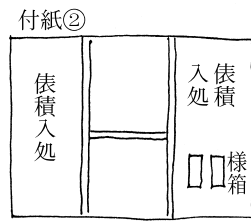
享保二〇年（一七三五）、廻米津出湊において郡中と船方との相対で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方に請負わせ、そのかわりに村方から船方に請負金を支給する欠請負制度ができたが、「諸国御廻米仕法書」の冒頭にあるように、寛政二年に「欠請負相止め一統定例廻」しに改めた。これは郡中船方双方が船中欠減を前提に廻送を請負っている、取締上不適切であるという趣旨で停止に至った。¹⁸しかし、これでは船中欠減に対する規制がなくなり、郡中の百姓が安心できないので、俵仕立方や船中置場に至るまで取り決めたものが、この仕法書である。これは船内絵図面とともに渡され、各郡中にて写し取り返すべきこととなっているので、本文書も加藤家に残る写本と考えられる。

続いて次の船内絵図面が掲載されている。



しかし、この船内絵図面はかなり簡略化されていると考えられる。それは、この「諸国御廻米御仕法書」が郡中役人による写本であるためである。大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米納方雑辨記」に同様の寛政二年の仕法書がある。ここに載る絵図面は、「諸国御廻米仕法書」の絵図面よりかなり詳細に記載されている。これに対し、両文書に載る寛政二年の仕法書の本文には多少の異同はあるものの、字句レベルの範囲であるといつてよい。この「御廻米納方雑辨記」も内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と考えられるので、参考のために次に掲げておく。

次に仕法書本文の内容を見てみる。



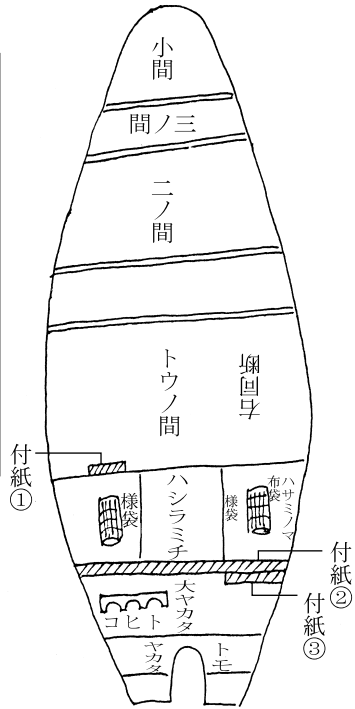
付紙②

此処様箱式つ居置雇舟梁鑲を打
細引ヲ通し右箱并積込俵カラミ付
細引結目郡中并船頭封印仕候積り

付紙③

付紙①

布袋入様俵俵此処積細引ヲ掛積込
俵をからミ付結目郡中并船頭封印仕候



- 御廻米之定例ニ付積所納郡中船方御米初請取渡并廻様俵仕法書
- 一 御米積所納所共請取渡廻俵取出し方之儀者御米何程在之候共三拾六俵 二 仕掉鬮を入当り 三 拾六俵取出し貫目掛改類寄仕仮令

- 類貫目五口在之候得者右五口之内は俵数多少二よらず或者二俵三俵又者俵迄俵数割合を以又候鬮ヲ入廻俵取出し右升廻し平均を以請取渡仕候事
- 一 右廻俵計立之儀者飯櫃方壺斗壺升入之桶江米を入枡搔を付扱斗升を居置右斗枡之角二壺升之枡を立置真中へ落し入御米升へ不溢様搔均し枡搔を渡計り立候積尤御定法木之枡搔を相用可申候事
- 一 廻俵枡取之儀者御積所二而者船中上乘之もの納所二而者船頭升取いたし候事
- 一 様俵廻船老艘毎二四俵宛御渡被下候積尤右御様俵之義ハ廻俵平均升目実入不同無之様御米足し合置右之内江猶又鬮入を以四俵取出し内式俵者袋式重二いたし候上壺俵宛箱入候積り又式俵者布袋式重二入候上俵二いたし候事
- 一 右様俵箱之義者乾松板壺寸之板を以細差二而丈夫二仕様俵を入目張仕御役人并郡中名主上乘船頭立会封印いたし候事
- 一 様俵布袋之儀者地太成布二而老重之袋式つ拵置式重二入仮令御米四斗入二候ハ、四斗五升程入候袋二仕置御米四斗入猶縁在之様口をメ此結目に立会式重二封印仕其上俵二いたし候事
- 一 船中御米欠減し御容赦之儀者右御様を目当二いたし江戸大坂着之上様俵計立四俵平均在米を積込俵之方欠減相立候ハ、俵入壺斗二付式合七勺之割合を以用捨米引其余船頭弁米可仕事
- 但御用捨米左之通當時老合八勺九才之割合二成ル
- 三斗七升入 壺俵二付御用捨米壺升

四斗入 同断 尅升八勺
 四斗八升入 同断 尅升貳合九勺六才
 五斗入 同断 尅升三合五勺

当時尅升八合九勺二成

但右弁之義者江戸者御藏御張紙値段を以代金上納之積り大坂者米仲買日々書上類米値段を以上納仕候積り

一御粉之儀積所納所共貫目廻し二而請取渡可仕候但船中御用捨之儀御樣俵目当二いたし江戸大坂差上様俵掛改樣俵之貫目〆積込俵之方俵入尅斗二付目方八拾目割を以容赦目を引其余欠相立候ハ、船頭弁粉仕候事

但右弁粉之儀尅升之目方二而三百目之積を以是迄之通粉五合摺之割合二而弁粉為致候積扱又貫目廻し鬮俵取出し并御樣俵仕法并粉代金共御米同様之仕法二可仕候事

一御樣俵船中置場之儀箱入式俵者楯挟之間目先江居置雇船梁江鑲を打細引を廻し御樣箱式つとも結付右細引結目二上乘船頭封印扱又布袋二而俵二相成候式俵者兩挟之間尅俵宛差出積込俵二而四方囲ひ右積込俵江細引二而結付右結目江右同断封印仕御積所〆江戸大坂着船迄置場動き不申様上乘船頭大切二守護可仕事

但海上二而万一難風二逢御米刎捨候節者上乘相談之上封印を解積込俵を刎捨風波静り候後又々如元之置場江居置上乘船頭立會封印可候事

一御米水揚之節輕俵出候ハ、輕俵之分 方本俵同様鬮を入貫目類寄

仕尅 〆尅俵つゝ鬮入以廻俵取出し枴目平均仕樣俵之美入〆俵入尅斗二付貳合七勺割合を以容赦米を引其余減石御座候ハ、船頭弁米可仕事

一濡沢手弁米之儀者是迄之通郡中七步船三步之積を以可仕候事

但浦証文付濡沢手之分ハ是迄之通被下候事

右之通御定例御仕法御定被下置候樣奉願上候以上

寛政二年戊九月

筑前屋新五郎

佃屋勘左衛門

筈屋久兵衛

廣嶋屋平四郎

小沢手弁尅俵二付九合

中沢手同断 尅升五合

大沢手同断 貳升尅合

御勘定所

第一項ではまず、湊積所における（納所も同様）廻俵取出し方について次のように定めている。つまり、貢租米を三六俵一に仕立て、さらに掉鬮を入れて、検査する一を取り出す。（この場合の一掉とは、一二・三を指す¹⁹）この中俵の貫目を掛け改めて、貫目の似かよった俵を類分けする。例えば、この同類俵が五口あったとすると、さらにそれぞれに鬮を入れ、五分の一の割合で廻俵を取り出し、これらを升廻し（検分）にかけ、その計量平均を確かめて船方へ渡す。こ

の場合、類貫目が三俵以上の口は五分の一の割合で廻俵を取り出すが、二俵の場合は鬮入れをもって一俵を選び廻俵とし、類貫目がなく一俵だけの口があれば、それを升廻しにかける。²⁰⁾

第二項では、この升廻しの計立方法について次のように定める。飯櫃形の一斗一升入の桶へ米を入れ、枡搔を付けておく。そして斗枡を用意し、その角に一升枡を置く。次に桶に入っている米を斗枡の真ん中から落とし入れ、斗枡から溢れぬよう枡搔で搔均し、計量する。但し、枡搔は御定法木のものを用いるものとした。

第三項では、この廻俵枡取りの計量は湊積所にては船中上乘のものが、納所にては船頭が行うことを定めている。

第四・五・六項では様俵の拵え方や積み方について詳細に定めている。納米時計立の基準となる様俵は、廻船一艘につき四俵つつ積み入れる。この四俵は、実入が異ならぬように米を足し合わせた廻俵に鬮を入れて四俵を取り出し、内二俵は袋を二重にして一俵つつ箱に入れ、他二俵は布袋を二重にして俵にして積み込む。様俵のうち二俵の様箱は乾松の一吋板を使い、差にして名主、上乘、船頭立会の上、封印をする。それ以外の二俵の布袋は、地太布の袋を二袋用意し二重に入れる。入れ方は、内容量よりも大きめの袋で、縁布が余るように余裕をもって口を締め、結び目に立会の上二重に封印をする。また袋の仕立ては、丈夫な糸二筋を使って折返し縫にする。

第七項では欠減容赦米についての取り決めがされている。すなわち、船中欠減容赦米より欠減のあった積込俵について、一斗につき二合七

勺の割合で欠減を容赦し、それ以上の欠減について船頭の責任で支弁する（弁米）。この割合に照らすと、五斗入俵では一斗三合五勺の欠減が許される。また、この船頭による弁米は、江戸御張紙値段をもって代金により上納した。御張紙値段とは旗本・御家人の禄米金換算率のことを指す。²¹⁾

第八項では初納の升回し基準について定められている。初納の升回しは貫目廻しにし、様俵を基準にして欠減米は俵入一斗につき銀八〇目の割合で容赦し、それ以上の欠減は船頭が弁初する。

第九項では様俵の船中置場について定めている。先述のとおりこの内容については絵図面により補足解説されている。まず、箱入二俵は楫挟の間に置き、梁に鑲を打ち、これに通した細引縄で二箱の様箱を結び付ける。そして、この結目に上乘・船頭立会の上封印をする。楫挟の間とは、前掲「御廻米納方雜辨記」の絵図面に詳しく記載されているとおり、右手挟の間の後方を指す。また布袋の二俵は、左右両挟間に一俵つつ差出し、積込俵にて四方を取り囲み、この積込俵に細引縄にて様俵二俵を結び付け、様箱同様に封印をする。もし、海上で難風に遭った際は、上乘と相談の上封印を解き、積込俵を刎捨て、風波が静まった後、元通りの置場に戻し、同様に封印をする。

さらに『大阪市史 第一』の「廻船」項によれば、積込時の確認事項としては、船体の強度・船具・乗組人員などがあり、その他空船吃水一尺の処に極印を付し、廻米積込み後の船足を極印より深くすることを禁じ、途中決して廻米以外の荷物を積載してはならなかった。

第一〇・一一項では軽俵・濡沢手米の取り扱いについて次のように定める。

水揚げの際軽俵が出た場合は、本俵同様鬮入廻俵の後、一斗につき二合七勺の割合で容赦米を引き、それ以上の減石は船頭が弁米する。

濡沢手米の弁米はこれまでのとおり、郡中七歩、船方三歩の割合で行う。但し、浦証文付濡沢手米は例外となる。

ここまでの内容が、寛政二年の仕法書によるものだが、寛政四年（一七九二）には容赦米の規定が一部改正されており、この内容が続いて記載されている。

申渡

一五畿内中国筋様俵升廻し欠減容赦之儀是迄者五斗入壹俵二付壹升三合五勺之積を以致取引候処三斗七升入壹俵二付七合宛之容赦二取極候間其国々俵入二応し右割合を以容赦勘定取立差引可致候尤様俵義湊升廻過候分ハ切捨湊廻相用候様可致事

但中国筋之内丹後石見国春廻し之国柄二付三斗七升入壹俵二付米八合之容赦二取組候間割合二応し容赦勘定相立候様可事

右之通相心得北国筋之儀者は迄通り三斗七升入壹俵二付壹升宛之容赦相心得尤様俵湊廻過候分者は又切捨湊廻相用候様可致候

正月

右之通被 仰渡奉畏候以上

寛政四年

廻船御用達

子正月

御勘定所

右者御組頭各務嶋之丞様御下掛り伊藤九左衛門様御立会被 仰渡候事

代印

これによると、容赦米は五斗入一俵につき一升三合五勺のところを三斗七升入一俵につき七合に改正されている。但し、中国丹後石見国は三斗七升入一俵につき八合宛の容赦、北国筋は同一升宛の容赦とされた。この割合からすると、河内国における廻米五斗入一俵について、容赦米は九合四勺五才となる。この容赦米の割合は幕末まで変更されることはなかった。²³⁾

四 貢租米の概要と廻送記録

こうした厳しい廻米仕法をもって輸送された江戸廻米の事例を加藤家文書から確認してみよう。

御厨村の江戸廻米量は年によって異なり、安政四年は、六分方米納総量二五三石二升九合のうち、江戸浅草御蔵納は米一四四石八斗五升九合、他に江戸粉納が六一石三斗四升（米量に換算すると三〇石六斗七升）、そして京都二条詰米六四石、大阪蔵詰一三石五斗の内訳となっている。²³⁾ 各々の数量は年々変化し、納所も必ずしも三ヶ所納とは限らず、江戸廻米の無い年もある。

加藤家文書には、同年一二月の「江戸御廻米一村限御割符帳」があ

表1 安政4年信楽御役所支配河内国南方5郡村々江戸廻米割賦量

		石	石			石	石
若江郡	森河内村	米 40.826	粃 23.9	丹南郡	南宮村	米 67.6548	
	高井田村	192.561	134.79		河原城村七九分方	96.006	
	宝持村	37.489	18.65		同村利兵衛方	23.4425	
	御厨村	144.859	61.34		平尾村	158.395	
	下小阪村	49.379	7.62		小平尾村	144.908	
	稲葉村	91.352	13		岡 村	181.904	
	新庄村	78.29	11		今池新田	2.3382	
	本庄村	113.9334	16.5		野中村	201.2268	
	菱屋中新田	9.232	1		野々上村	67.875	
	上若江村	168.2371	24.5		伊賀村	137.316	
	下若江村	146.2102	21.5		渋川郡	長堂分	31.487
	萱振村	113.4785	16	東足代村		69.2979	46.52
	西郷村	67.4821	46.93	三之瀬分		27.5355	15.31
	近江堂村	91.3684		荒川村		89.0845	39.55
	友井村	67.1116	27.69	横沼分		55.5161	16.88
	東郷村	58.5755	29.71	大蓮村		201.5109	86.74
	木戸村	34.5033	19.07	太平寺村		26.456	
	庄之内村	42.8512	24.68	北蛇草村		19.4533	
	成法寺村	54.0659	25.61	久宝寺村古株		289.5398	92.91
	今井村	41.0015	17.07	同村 新株		91.146	27.79
	別宮村	50.0966	19.17	植松村		280.4572	66.39
	八尾座村	23.3333	13.74	渋川村		101.9161	36.37
	中田村	34.9593	14.23	六反村	33.3688		
東弓削村	43.4401		鞍作村	94.8799	46.27		
志紀郡	柏原村	259.9111			米ノ	5,585.34	1,076.94
	田井中村新給	46.0007			小物成引受分	10.4871	
	同村 古給	29.9563			合米ノ	5,595.83	
丹北郡	長原村 東方	118.3413			秀八郎船	1,570	0.725石納不足
	同村 西方	218.0456			権九郎船	41	御代官所
	木本村	19.8248			同人	1,379	21俵納不足
	若林村 古方	18.954			市藏船	1,140	1俵 "
	同村 新付	34.137			永井積合益十郎船	550	
	川辺村	155.4024			茨田積合源太郎船	560	
	三宅村 本郷	111.3485			右ノ米	5,240	
	同村 分郷	20.8221			残米	355.83	
	田井城村	131.016			河内国江戸廻米合計	12,725.43	
	更池村	8.292			外欠米	254.5086	
高見村	48.394			河内国江戸廻米合計	1,076.94		
丹南郡	北宮村	69.6568			外欠粃	21.5388	

り、ここには、加藤勘左衛門が納名主惣代を勤める南方五郡村々の江戸廻米割賦量が記載されているので、表1にまとめた。

これをみると、小物成引受分を除いて、安政四年は南方五郡で五五八石三斗四升二合九勺の廻米量が割当てられており、別に廻舩が一〇七六石九斗四升ある。この廻米は表1のごとく、船頭秀八郎・権九郎・市藏・益十郎・源太郎の各船による廻送となっている。信楽御役所支配の河内国直轄領としては、北方二郡の廻米（米七一三九石四升六合七勺²⁴）を足したものが総廻米量（本米一二七二五石四斗三升二合三勺）となる。

同年一二月三日付の「道中小遣諸事留帳」及び「御米納出府道中逗留中諸入用納二付務もの帰国土産諸入用覚帳」をみると、加藤勘左衛門は納庄屋として一二月三日に陸路を江戸へと向かう。往路は東海道を通じて一月中旬に江戸へ到着し、江戸にて納米に立会った後、三月中旬頃から復路は中山道を通じて三月二八日に帰国する²⁵。

次に、同家文書安政四年一二月五日付の「御廻米着船要用留」を中心に、同年度の廻送記録を辿ってみる。この記録には、同年度の北方二郡も含めた河内国全体（但し、信楽御役所支配分）の廻米記録が掲載されているが、その中から南方五郡の廻送概要を表2にまとめた。

この年の廻船は、河内国全体で一〇艘あり、表2のとおり、こちらの六艘が南方五郡の貢租米を廻送したことになる。この六艘のうち、三・六・七・八・九番船は、表1のとおり廻船として予定されているが、十番船は予定されておらず、出帆日が他の五艘より約一ヶ月も遅いことから、後日残米輸送のため手配されたものと考えられる。

ここで、廻送過程の詳細を各廻船ごとに補ってみる。

〈三番船〉

一二月一〇日 巳の刻伊豆国下田湊入津
 一二月一日 日和見合せ滞船
 一二月二日 卯の刻西風にて下田湊出帆
 一二月四日 辰の刻相模国浦賀湊入津
 良の刻浦賀湊御番所改済

〈六番船〉

一二月二日 西風につき一之関にて滞船
 一二月三日 西風強く一之関滞船
 一二月四日 未の刻一之関出帆
 一二月五日 未の刻摂津国二つ茶屋浦入津
 一二月六日 雨天につき滞船
 一二月七日 同断につき滞船
 一二月八日 摂津国二つ茶屋浦出帆
 一二月二日 午の刻伊豆国加茂郡入津
 一二月三日 良風にて滞船
 一二月四日 卯の刻伊豆国加茂郡出帆
 一二月八日 未の刻浦賀入津
 良の刻御番所御改済
 一二月二九日 北風滞船
 一二月三〇日 同断

表 2 安政 4 年信楽御役所支配河内国南方 5 郡江戸廻米概要

船 番	船 主	沖船頭	乗組人数	上乗名前	仲仕番組・名前	大坂出帆	品川入津	廻米量(欠米含む)	水揚日	蔵納日	蔵番	升廻し平均	運 賃			
三番船	摂州御影 加納屋甚吉	秀八郎		河州若江郡 東足代村 孫助	五番組 大河屋栄二郎 小頭 鉄五郎 安次郎	12/2	12/19	1,601石4斗 (3,202俵4斗)	12/26	1/18	22	漕廻し 5斗3升3合				
六番船	摂州二ツ茶屋 橋本屋藤左衛門	市 蔵	16人	河州若江郡 西郷村 弥次兵衛	一番組 大河 吉野屋清助 小頭 神田金 幸吉	12/12	1/5	米1,162石8斗 (2,325俵3斗) 粉506石4斗3升 (1,012俵4斗3升)	1/23	2/23	22	漕廻し 米5斗3升5勺 21貫500目				
														1/19	14	漕廻し 米5斗3升7合 16貫300目
														1/12	1/26	164
七番船	摂州御影 大和屋徳藏	権九郎	16人	河州若江郡 高井田村 清兵衛	五番組 大河 三河屋栄二郎 小頭 鉄五郎 安二郎	12/14	1/1	1,420石 (2,896俵4斗) 櫃高1,774石8斗 (211俵7升)	1/11	1/23	170	漕廻し 米5斗3升 21貫400目				
														1/13	49	漕廻し 粉105石5斗 (211俵7升) 小菅
														1/16		
八番船	摂州青木 松田屋治左衛門	源太郎	16人	河州茨田郡 三ッ嶋村 五郎兵衛	四番組 大河 小濱屋孫八 小頭 長吉 栄吉	12/23	1/15	1,591石2斗 (3,182俵2斗)	2/2	2/14	47	漕廻し 5斗2升9合5勺 21貫500匁				
														22		
九番船	大坂 吉田屋亀之助	益十郎	20人	河州茨田郡 久宝寺村 利兵衛	四番組 大河 小濱屋孫八 小頭 長吉 栄吉	12/23	1/15	561石 (1,122俵)	2/9	2/18	14	漕廻し 5斗2升9合6勺 21貫400匁	100石に付 銀850匁			
十番船	摂州御影 伊勢屋七右衛門	悦 蔵	16人	河州丹北郡 田井城村 後兵衛	三番組 大河 玉屋甚五郎 小頭 新二郎 清助	1/26	2/13	米 515石5斗4升9勺 (1,031俵4升9勺)	2/18	3/2	183	漕廻し 米5斗1升3合 21貫400目	100石に付 銀850匁			
														粉 486石4斗7升8合8勺 (972俵4斗7升8合8勺)	2/18	2/24

一月 二日 浦賀出帆

〈七番船〉

二月 二九日 未の刻志摩国安乗浦入津

船足極印・人数船具改

二月 二九日 未の刻志摩国的矢浦入津

二月 二〇日 西風にて滞船

二月 二一日 卯の刻同浦出帆

二月 二三日 伊豆国入津

二月 二四日 卯の刻同浦出帆

二月 二五日 午の刻浦賀入津

御米御改済

二月 二六日 北風にて滞船

二月 二八日 卯の刻浦賀出帆

〈八番船〉²⁶

二月 二四日 辰上刻撰津国二つ茶屋浦入津

二月 二五日 辰上刻同浦出帆

二月 二八日 申の刻紀伊国奥熊野梶賀浦入津

二月 二九日 北風にて滞船

二月 三〇日 北風にて滞船

一月 一日 北風にて滞船

一月 二日 同浦出帆

一月 四日 未の刻紀伊国九木浦入津

一月 五日 東風にて滞船

一月 六日 東風にて滞船

一月 七日 東風にて滞船

一月 八日 雨天にて滞船

一月 九日 卯の刻同浦出帆

一月 一四日 卯の刻相模国浦賀湊へ入津

御番所御改済

〈九番船〉

二月 二六日 卯の刻撰津国二つ茶屋浦入津

二月 二七日 同浦出帆

二月 二九日 辰の刻紀伊国橋杭湊入津

二月 三〇日 東風滞船

一月 一日 卯の刻同浦出帆

一月 二日 午の刻九鬼浦入津

一月 四日 卯の刻出帆

一月 四日 戌の刻伊勢国的矢沖掛り

一月 五日 志摩国安乗浦入津

船足極印・人数改済

一月 六日 東風にて滞船

一月 七日 北風にて滞船

一月 八日 雨東風にて滞船

一月 一〇日 辰の刻同浦出帆

〈十番船〉

一月二四日 卯の刻相模国浦賀湊へ入津
御番所御改の後、良之刻出帆

一月二八日 兵庫湊へ入津

一月二九日 雨にて滞船

二月一日 卯の刻同湊出帆

二月五日 未の刻紀伊国九木浦入船

二月六日 北風につき滞船

二月七日 卯の刻同浦出帆

二月二一日 卯の刻伊豆国加茂郡入津

二月二二日 同浦出帆

午下刻相模国浦賀湊へ入津
良の刻御番所御改済

全体としては、大阪川口から摂津・紀伊・伊勢・志摩・伊豆・浦賀等を経由して品川へ入る。經由地は各船によってまちまちで、航行は天候に大きく左右されている。また、浦賀での御番所改は、各船とも共通して行われている。これは廻米以外の荷物積載を取り締まるために、江戸廻送には浦賀（享保六年に伊豆下田から変更される。）にて船足極印を検査することになっていたのである。²⁷

五 貢租米の蔵納と納入用

この項では、前記六廻船についての蔵納とその諸入用について、

「御廻米着船要用留」及び各蔵納の諸入用帳を資料として解説する。²⁸
〈三番船〉

三番船は、水揚廻しにより多分の貫目柘目不同が確認されたので、様箱・様袋の改廻しはせずに、御蔵役人で御掛りの久松様にこのような乱俵が出ては受取り難い旨相談したところ、御蔵詰所へその旨を報告するように仰せられ、同詰所から船方へ乱俵のため受取り難い旨の通達を願い出る。これに対し同詰所から、廻船方詰所へ出向くように連絡があり、同所へ同様の掛合いを申し出た。しかし、回答は様俵を通常通り計量し取り計らうようにとの旨であったが、様俵の減石乱俵はあるまじきことであり、郡中としては国元からはそのような俵は積入れていないと主張したが、埒が明かなかった。そして、正月七日になってやっと理解が得られ、結局まず様箱を受け取り、内拵えの上、これを基準に取り計らうように達せられた。ただこの時、様袋は封印の破損が確認されており、これは基準とせず、様箱の方だけを計量することとなった。

翌正月八日様箱二箱の改めが行われ、それぞれ五斗一升六合、五斗一升四合三勺と計量される。そして、正月一六日に積込俵の下改め、同一七日に様俵の本改めと廻俵が進んだが、同日雨天のため本改めは中止となり、翌一八日やり直しの上、五斗一升九合の基準で内拵えを行うこととなった。

御蔵納諸入用帳をみると、水揚高は三二〇二俵四斗（本米三一四〇俵、欠米六二俵四斗）で、表2の数字に合致する。このうち、内拵差

減り米、劣り米など七〇俵一斗五升を除いた三二二俵二斗五升（内、八〇俵二斗五升は船沢手米切替分）が蔵納米となる。

二二番蔵と一四番蔵の納内訳は、二二番蔵が二八四五俵二斗五升（内、八〇俵二斗五升は切替分）、一四番蔵が二八七俵である。（御廻米着船要用留）

なお、廻船差配人は苦屋久兵衛、佃屋勘左衛門、廣島屋平四郎、嘉納屋次郎作の四名の名が御蔵納諸入用帳に記載されている。この四名については、全廻船に共通している。

〈六番船〉

六番船は表2のとおり、総積高は一七七石八斗で、浅草二二番蔵、本庄（本所）一六四番蔵、小菅四九番蔵に納入する米粃を積合せている。しかし、これに対応する御蔵納諸入用帳は、浅草・本所蔵の分しかなく、小菅納の内訳はわからない。

六番船の米納水揚高は二三二五俵三斗（本米二二八〇俵、欠米四五俵三斗）で、このうち内拵差減り米・切替減り米・劣り米など四六俵三斗を除いた二二七九俵（内、一六二俵は船沢手米切替分）が蔵納米となる。

納納分は、前記のとおり本所一六四番蔵の諸入用帳しか残っておらず、この納内訳をみると、水揚高は一〇一二俵四斗三升（本粃九九三俵、欠粃一九俵四斗三升）で、このうち内拵差減り粃、餘粃、劣り米など九俵四斗三升を除いた一〇〇三俵が蔵納されている。なお、この納納は、一旦一六六番蔵に込みにされた後、一六四番蔵に納入さ

れている。

〈七番船〉

七番船の水揚高は、諸入用帳によると、表2と同様の二八九六俵四斗（本米二八四〇俵、欠米五六俵四斗）で、このうち内拵差減り米、切替減り米、劣り米など七七俵四斗を除いた二八一九俵（内、沢手米切替出来分二一七俵）が一七〇番蔵へ納入されている。

〈八番船〉

八番船は、諸入用帳²⁹によると、水揚高三一八二俵二斗（本米三一二〇俵、欠米六二俵二斗）のうち納米は三一三三俵で、この内訳が本米二八一七俵と沢手米切替米三一六俵である。この他に内拵差減り米・切替減り米・劣り米などを合わせると四九俵二斗あり、合計三一八二俵二斗となる。「御廻米着船要用留」から蔵納状況を拾ってみると、四七番蔵と二二番蔵の納内訳は、まず水揚高の全てを四七番蔵へ納入し、このうち三二四俵を二二番蔵へ移したので、二八五八俵二斗が四七番蔵に残ることになる。

但し、八番船は表1にも記載のとおり、茨田郡積合せの船で、南方五郡の江戸廻米割符帳³⁰によれば、五六〇石の米納割当³⁰となっている。実際の蔵納米量は定かではないが、三二二三俵のうち、一俵五斗入として一二二〇俵程度が南方五郡の貢租米という計算になろう。

〈九番船〉

九番船の水揚高は五六一石となっているが、他に永井様御領分の城米一〇三五石九斗九升四合六勺を積合せ、総積高としては約一五九七

石となる。

二月九日の水揚時に故障があり、引合書を作成し、同一日は大火にて引合休みにつき、同一二日引合の上、「メリ米」のうち六歩五厘は船頭より弁米をし、残り三歩五厘を欠米で補充するという郡中船方の相対が成立した。

蔵納諸入用帳をみると、水揚高は一二二俵（本米一〇〇俵、欠米二二俵）で、このうち内拵差減り米、劣り米五俵を除いた一一七俵を一四番蔵に納入している。

〈十番船〉

十番船は積高一〇〇二石一升九合七勺で、このうち米納分五五石五斗四升九勺は浅草一八三番蔵へ、粃納分九七俵四斗七升八合は本所一八〇番蔵（「河内国去巳御年貢米御蔵納諸入用帳」では、「御蔵百七拾番」と記され、異同がある。）へ水揚げされている。この他に、この船には岡部筑前守様御預り所の御城米本欠合わせて七一四石を積合せている。

前記諸入用帳は、米納分と粃納分が別冊となっていて、まず米納分については、水揚高一〇三一俵四升九勺（本米一〇一〇俵四斗三升二合三勺、欠米二〇俵一斗八合六勺、二俵船不足米諸掛り除く）のうち、内拵差減り米、餘米など二〇俵三升九合を差し引いた一〇一一俵一斗一升を蔵納している。粃納分は水揚高九七二俵四斗七升八合八勺（本米九五三俵四斗四升、欠粃一九俵三升八合八勺）のうち、餘粃、内拵差減り粃二九俵三升八合八勺を差し引いた九四三俵四斗四升を蔵納し

ている。

以上、各廻船の廻送米蔵納内訳を記したが、次にこの納入用の詳細を、各蔵納の諸入用帳をもとに表3として掲げる。

この表の仕組みとしては、納方会所にて郡中納人方より受取る人足賃、損料、欠米運賃（本米運賃は幕府負担³¹）などの納入用合計をAとして掲げ、一方で、引取米及び船方弁米代金などの合計をBとし、この差額（大方はBの額がAの額を上回る。）は、納人方取分となる。もちろんこの中には弁米代金、船不足粃代金などの支払いにあてられる費用もあり、全てが納人方の得分になる訳ではない。むしろ津出し運賃などのその他諸経費が大きく、江戸廻米は郡中村々にとって大きな負担となった。

六 不足米の買納

安政四年度の加藤勘左衛門が納人を担当した江戸廻米は、これで終了した訳ではなかった。不足米の買納である³²。この年の買納は、四月一日に豊前出来一四四俵（七四石七斗三升六合）を、一俵五斗一升九合入三五石につき金六三兩三步替で購入し、代金一三六兩と永一二六文三步と、顔付料・世話料として金一兩と永二四五文六歩（三五石につき銀三五匁）、合計金一三七兩一步と永一二文九歩を、納方御用達当番伊藤庄助・富谷嘉兵衛に支払っている。納蔵は六四番蔵で、米一四四石のうち一四二俵二斗六升二合を蔵納し、残り一俵二斗五升二合は餘米である。

表3 安政4年信米御役所支配河内国南方5郡江戸廻米裁納諸入用一覽

納藏	三番船	六番船	七番船	八番船	九番船	十番船	納藏
	22番/14番	22番	164番(本所)	170番	47番/22番	14番	183番
							170番(本所)
①根太持運、苦蕒葺方水揚井方、同見直井返納、根太引等入足賃(1俵につき6厘5毛)	銀208匁1分8厘2毛	銀151匁1分6厘6毛	銀55匁6分5厘2毛 (初のため1俵につき5厘3毛)	銀188匁2分9厘2毛	銀206匁8分5厘6毛	銀72匁9分3厘	銀33匁5分1厘1毛 (初のため1俵につき5厘5毛)
②三重皮切人足賃(1俵につき1厘)	32匁2厘8毛	23匁2分5厘6毛	10匁1分1厘9毛	28匁9分6厘8毛	31匁8分2厘4毛	11匁2分2厘	10匁2分9厘1毛
③内拵舟掛け目見賃、平人足并納賃目掛け目見賃(1俵につき2厘8毛)	87匁3分8厘2毛	60目3分2厘9毛	23匁2分4毛 (初のため1俵につき2厘3毛)	77匁6分9厘4毛	80目3厘5毛	31匁4分1厘6毛	27匁7分7厘8毛
④差米(粉)しめ直し人足賃(1俵につき1厘)	31匁1厘8毛	21匁4分8厘6毛	10匁5厘9毛	27匁5分6厘8毛	28匁4分2厘4毛	11匁2分	9匁9分2厘1毛
⑤差米(粉)しめ直しの節使用する數越雜料(1俵につき1厘)	3匁7分2厘2毛	2匁5分7厘8毛	1匁2分7毛	3匁3分8毛	3匁4分1厘1毛	1匁3分4厘4毛	1匁1分9厘1毛
⑥1俵につき1枚の苦蕒掛料(1枚につき1厘)	28匁2厘8毛	20目7分5厘6毛	9匁1分1厘9毛	25匁4分6厘8毛	28匁8分2厘4毛	10匁2分2厘	8匁2分9厘1毛
⑦360俵につき1張の懸網掛料(1張につき1匁2分4厘)	11匁3厘6毛	8匁1厘	3匁4分8厘4毛	9匁9分8厘2毛	10匁9分6厘2毛	3匁8分6厘9毛	3匁5分4厘6毛
⑧船派手米切替、計立、俵拵井井方諸人足100俵17人掛り(1人につき1匁5分)	20目9分1厘	42匁7厘5毛	3分6厘	31匁1分1厘	82匁1分1厘		9匁4分3厘5毛
⑨船派手米切替、計立、俵拵井井方の節使用する數越代100俵10枚掛り(1枚につき1厘2毛)	4分9厘2毛	9分9厘		7分3厘2毛	1匁9分3厘2毛		2分2厘2毛
⑩船派手米切替、計立、俵拵井井方の節使用する數代(1枚につき1分1厘)	1匁7分8厘8毛	7匁2分6厘		3匁7分9厘5毛	16匁6厘		1匁9分1厘4毛
⑪船派手米切替、計立、俵拵井井方の節使用する摺網代100俵55把掛り(1把につき3分)	13匁2分8厘4厘	26匁7分3厘		19匁3分5毛	52匁1分4厘		6匁7厘2毛

②船沢手米千立人足賃 100俵2人掛り (1人につき1匁5分)		6分9厘					9分3厘		1匁5分3厘
③内掛の筋疋劣米取片付 人足賃 (1匁につき5毛)	9厘5毛	3厘	1匁5毛	9厘			1厘		
④16番御藏拵込・拵出 人足賃 (1匁につき4厘)			40目4分7厘4毛						
⑤内掛の筋雨天後につき 使用する敷盛糧料 (1枚につき1厘)		3匁		5匁				2匁	
⑥欠米運賃銀 (100石につき銀820目、 1匁増非)	金4両2歩2朱と 銀5匁7分3厘	金3両1歩2朱と 銀3匁1分6厘	金1両2朱と銀4 匁1分5厘	金4両1歩と銀1 匁1分7厘	金4両3歩と 銀6匁7分2厘	金1両2歩2朱と 銀5匁3分5厘	金1両2歩と銀4 匁5分2厘	金1両2朱と銀3 匁8分5厘	
A (①)~⑥合計)	12両と1匁1分9 厘5毛	9兩2歩と4匁1厘 4毛	3兩3歩と3分4厘 3毛	11兩1歩と2匁4 分8厘2毛	13兩3歩2朱と 1匁8分7厘8毛	4兩と5匁9分8厘 9毛	4兩と2匁7厘1毛	3兩と1匁4分7厘 7毛	
⑦余米・疋劣米・散米等 売払代金(佐野屋へ)	17兩3歩2朱と4 匁5分	12兩1歩と1分2 厘	3兩2歩と5匁	23兩と4匁1分2 厘	13兩3歩と 3匁8分	1兩2歩2朱と6匁 2分1厘	14兩1歩と6匁2 分1厘	6兩2朱と8分5厘	
⑧明彦売払代金 (100俵2匁)	1匁3分4厘	1匁2分8厘		1匁3分1厘	2匁	2分6厘(但し、 100俵8匁5分替)	2分2厘	1匁1分9厘(但し、 100俵8匁5分替)	
⑨使用した国藏売払代 (100枚1匁7分)	6匁8分	4匁2分5厘	1匁7分	5匁9分5厘	5匁1分	1匁7分	3匁4分	1匁7分	
⑩弁米代金	45兩3歩2朱と5 匁1分4厘	4兩と3匁2分9厘	2朱と2匁8分7厘	2兩と6匁4分	21兩2朱と 5匁3分8厘	2兩2朱と3匁6分 3厘	2兩3歩2朱と3匁 6分	1兩1歩2朱と1匁 8分4厘	
⑪船不足割代金			1歩2朱と4匁5分				1兩3歩2朱と1匁 5分		
B (⑦)~⑩合計)	64兩と2匁5分8 厘	16兩1歩2朱と1 匁4分4厘	4兩2朱と6匁5分 7厘	25兩1歩と2匁4 分8厘	37兩2朱と 1匁2分8厘	3兩3歩2朱と4匁 3分	19兩2朱と7匁4 分2厘	7兩2歩と5匁5分 8厘	
B-A (納人方手取)	52兩と1匁3分8 厘5毛	6兩3歩と4匁9分 2厘6毛	1歩2朱と6匁2分 2厘7毛	13兩3歩2朱と7 匁4分9厘8毛	23兩2朱と 6匁9分2毛	▲2朱と1匁6分 8厘9毛	15兩2朱と5匁3 分4厘9毛	4兩2歩と4匁1分 3毛	
御米添番人賃 (1人1泊につき銀248文)	錢3貫248文	錢3貫500文	錢2貫248文	錢3貫文	錢3貫文	錢2貫248文	錢1貫文	錢4貫500文	

※上記理帳のうち、八番船の諸入用については三ッ嶋村文書に記録(注29参照)が残り、納人は北方2郡惣代の三ッ嶋村樋口啓之助である。その他の船の納人は、全て南方5郡惣代の御厨村加藤勘左衛門である。また、六番船の小菅藏納分粉106石2斗の御藏納入用については、史料がなく不明。

この納入用は、人足賃・損料などが金二朱と錢六二六文で、一方餘米売払代金が金一兩一步と銀七匁二分八厘（錢七八五文）となったので、差し引き金一兩二朱と錢一五九文を納方会所から納入に返上している。

但し、この手続きは、納宿笠倉屋傳吉が代行し、「御厨村勘左衛門、三ッ嶋村啓之助様」宛に報告しているので、南北両方を含めた信楽御役所支配の河内国全体の不足米買納と考えられ、啓之助一二六兩、勘左衛門七兩という預り金の額からすると、ほとんどが北方二郡の不足米と推定できる。

七 廻米不正事件とその後

以上、安政四年の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米状況をみてきたが、史料にも現れているように、厳しい廻米仕法にも拘わらず、積み俵の乱俵・破損が多かった。加藤家文書には、同年の廻米不正事件の詳細を綴った「御廻米積船木屋市蔵沖船頭正九郎不正一件写」³³が残り、永井飛驒守御預り所城米江戸廻送中の船中廻米掠め取りの発覚が記されている。

同廻船は河内国南方五郡と直接関係はしないが、この事件の影響は大きく、周辺の代官領・預り所へ触出しの上、取締りが強化されるきっかけとなった。事件の概要は、永井様御預り所の廻米積船木屋市蔵持船の沖船頭正九郎が、船中の廻米二七石余を積立即日夜掠め取り、江戸にて売り払っていたとして吟味に至っている。この記録の詳細を同

文書により紹介し、その後の取締仕法の変化とその意義を分析して、本稿のまとめとしたい。

この不正事件は、安政五年五月中大坂御奉行所における吟味にて自白により発覚した。同文書には、まず奉行所よりの「永井飛驒守江戸廻米千五百石余去巳十一月木屋市蔵船積入之内米式拾七石余紛失米船頭弁金取候儀有無御尋」に対する、廻船御用達樋屋市次郎による五月二六日付の回答書が掲載されている。この中には郡中にて掌握している同廻米に係る状況が次のように説明されている。

永井飛驒守御預り所村々の去巳年江戸廻米の内、摂津国の廻米千五百五拾石四斗を大坂木屋市蔵持沖船頭正九郎船へ巳年十一月二九日安治川にて積立て、摂津国川辺郡紫合村文次郎が上乘し同日大坂川口を出帆した。同船は二月七日品川入津、同月二三日米千五百五拾石四斗（俵数三千百俵四斗）が水揚げとなり、水揚廻しの結果湊廻しの米量に比してかなりの欠減がみられた。しかし、船中にて不審事も認められなかったため、船頭からは濡沢手軽弁の金三兩三步式朱と銀三匁壹分八厘のみを取立て、その他の「減米都合式拾五石四斗村弁内拵之上御蔵納」した。

この一件も含めて、近来「多分欠減有勝二付村々難渋相歎御座在り候儀者諸御分とも同様二相聞へ候得共船頭不正之廉急度取留候儀無之百性共年来疑念仕居候儀二御座候」ところ、同紛失米に関する御尋があり、この回答書を上申している。

続いて、六月九日付にて樋屋市次郎代為七により、郡中村々からの

「後年二郡中弁米之患無数相成候様仕度段」の申立を受けて、廻船取締のため「御吟味相成候起本御奉申上度」との願書を御役所宛に提出する。村方としては今回の吟味に至った訳を知り、以後の取締仕法見直しの根拠にしたかったのである。

このことは次の六月一九日付の樋屋市次郎から御奉行様宛の願書に如実に表れる。

(前略) 正九郎船不正之筋露頭相成候義者多年願重罷在候船方御取締相立候基二而諸御分郡々永統之御法令可奉願上所存二御座候処船中二而不正仕候筋道不相分候而者新規之仕法奉願上候共其所詮無之此度正九郎并水主共御吟味二付其次第船頭共相弁居候趣をも得と相弁一切不正不出来様之御取締奉願上度趣二而其子細私々御奉申上呉候様諸御分村々惣代庄屋共一同申立(後略)

つまり、この不正一件の筋道が不明では、有効な新規取締仕法の立てようがないので、郡中村々としては、廻船御用達樋屋市次郎よりその仔細を照会してほしいというのである。その前提として、それまでの廻米積立仕法を以下に記載している。これは、二節、三節で詳述した内容とほぼ同様で、安治川最寄に借蔵すること、積所にての升回し・積立・水揚仕法などの概要を記している。

そして、この後には郡中一同からの願書が二つ奥書として添付されている。両方とも嚴重的な廻船の取締を願出たもので、一つ目は、六月

二〇日付にて永井飛驒守御預り所撰州川邊郡上阿古谷村庄屋隼之助他七名の連名で谷町御役所宛になっている。この願書の中で興味深いのは、廻船請負の入札制の弊害防止のために生まれた廻船御用達制度が、この時期には不正を生む一因となってくる様子が次のような文章に窺えることである。

(前略) 廻船御用達之儀者近年権威強積所納所におるて船手江掛合筋出来候節郡中之者者利作二不抱任負ケ勝二成行候二付而者自ら船持船頭江相移り自儘勝手之筋追々弥増御利益筋二不相成之(後略)

つまり、廻船御用達の権威が強くなり、船手へ疑惑を掛け合っても負けがちになり、これに味をしめた廻船御用達は、廻船差配役から自ら船持船頭に移り、わがまま勝手をしているというのである。

二つ目は、同月二一日付にて摂州東成郡今市村庄屋藤右衛門他九名同御役所宛になっており、これら一連の願書が、翌二日谷町、鈴木町両御役所打合せの上、東御奉行所へ仰立てられた。

これに対し、東御奉行所より指図のあった取調報告書が郡中惣代より信楽御役所に六月二九日付で「手続書」として届け出られている。まず、乗組員の名前を次の様に列挙している。ここには、船頭の名前はなく、後に九月一五日付の届書に載る水主仁三郎と他八人の乗組員の名前があり、同届書の人数と合致する。

表紙

手続書

安治川老丁目木屋

市蔵船手続書

一右同人所持廻船当時乗組之名前左二

松平安藝守様御領分

藝州三杵郡因之嶋出生村

宮次平七倅

富蔵

同州同郡三津之庄村

山根屋仁作倅

仁三郎

同州豊田郡生江嶋瀬戸田町

越後久助倅

熊右衛門

同州同郡仕方原村^(鹿田歴)

大和屋重郎倅

福松

酒井雅楽頭様御領分

播州加古郡別府村

平三郎倅

重次郎

同 徳蔵

紀伊様御領知

紀州牟婁郡日置古屋村

八蔵倅

寅吉

田中庄次郎様御代官所

讃州小豆嶋平下郡郷安田村

太三郎倅

安蔵

松平三河守様御預り所

同州同郡池田村

文助倅

新蔵

その上で、今回の吟味の概要を掲げ、郡中の申し分を書き連ねている。これによると、抜取米二七石は、江戸表にての減米の石数（二五石四斗）と大体合致するので、この乗組員が掠め取ったと考えられるというのである。

さらに、八月三日付にて郡中より廻米仕法の立て直し案を含めた新たな願書が出された。ここには寛政以前からの廻米船中欠減の経緯とその対応が書き連ねられており、その上で今回の不正事件の経緯を記載している。この申立て注目されるのは、上乘の船中取締についての

次のような内容である。

全体諸向共乗納庄屋并上乘二差遣し候人物実体正路之者打撰差遣し候様仕居候得共納人同様年々同人ヲ以上乗二差遣候訳二者難相成廻船杯二乗込候儀者遜々之儀二而風波荒キ節者病人同様二相成船手之者共何等を仕候而茂一切相覚不申中二者丈夫之者も有之於船中二厳格二仕候而茂船頭水主共之仕成方如何可仕哉差押へ見留候義無之候二付自ら掛引行届兼候場合も有之候趣二御座候則右市蔵船杯者上乘手前者品能取計抜取候儀二相違無之

つまり、郡中では上乘の人選には確かな人物を選んでいるが、同人を続けて派遣することは難しく、次に譲り交代する決まりである。しかし、海が荒れると不慣れな上乘は病人同様になり、船手のものに何をされても一切覚えていない。そのため船手の不正を見留め差し押さえられない。市蔵の船手のものは、上乘の手前は体よくつくろっていたに違いないとしている。

次に廻米仕法の立て直し案の概要を示す。①容赦米五斗入一俵につき九合四勺五才の取り決めの再確認、②廻米水揚げに際し、瀬取り以降内拵えが済むまで船頭方は手離れにならないこと、③升回し用の新枓は郡中廻船方双方立会の上買整え、升改め・封印をすべきこと、④水揚げの際は、御蔵所に船手懸りの者が多数まかり越し混雑し、不慣れな納人が当惑するので、船手懸りの者二・三人、廻船御用達一人、

郡中方御出役納人二・三人以外は携わらぬこと、という内容である。

この願書は信楽御役所へ提出されたが、大坂御二分（谷町・鈴木町御役所）への取締調方依頼のため、同御役所より「八月八日御用達多田屋篤右衛門へ相渡同人が谷町御代官様へ差上候事」となった。

そして、九月一五日付で次のような取締仕法が仰せ渡された。ただし、十分な取調をすべきところ、同年は時期的に廻米積立時節に差しかかっているため、仮法的措置である。この書付は廻船御用達から廻船御役所への届書として作成されている。内容は次のとおりである。

① 廻米積立時は濱詰庄屋のうち兩人が船中に乗り込み、水主共の御米積入方を見張り積立が終了しても、上乘が船中へ乗り込むまでは船から引き上げてはいけない。ただし、舩はしけにて廻船へ廻米を運送する場合もなるべく濱詰庄屋が同乗すること。

② 船中様俵置き場所替え禁止、様俵入箱への支配役人・濱詰庄屋・上乘・船頭封印はもちろんのこと、様箱を固定する細引への封印も上乘・船頭のみならず、支配役人・濱詰庄屋も行い、海老封にすること。ただし、様俵・箱俵のそばへは塩俵・塩物その他雑具・瓶等は決して置かないこと。

③ 様箱その他への濱詰庄屋・上乘・船頭封印は積立以前に支配役人へ差出し、支配役人の印鑑とも一同封印を納庄屋へ渡す。これらの封印を最終的には上乘が受け取り、納所へ持参すること。

④ 納所ではこの封印を納庄屋が改めるので、摺り痛みが無いように気を付けること。

⑤ 水揚げ廻し仕法は寛政年間に御達のあったとおり、例えば水揚げ廻しが五斗二升二合四勺五才あり、これに対し湊廻しが五斗二升三合で、様俵四俵の水揚げ平均が五斗一升二合四勺五才であれば、容赦米・弁米の必要はなく、納庄屋と船頭の取引勘定は無い。

⑥ また、水揚げ廻しが五斗一升二合四勺五才あり、これに対し湊廻しが五斗三升三合で、様俵四俵の水揚げ平均が五斗二升九合四勺五才であれば、ここから容赦米九合四勺五才を差し引き、これを基準に水揚げ廻し五斗一升二合四勺五才との差一俵につき約七合五勺を御蔵納俵入に関わらず船頭より弁米のこと。

⑦ また、水揚げ廻しが四斗九升あり、これに対し湊廻しが五斗二升五合で、様俵四俵の水揚げ平均が四斗九升五合であれば、ここから容赦米九合四勺五才を差し引くと、水揚げ廻しの米量四斗九升を下回るので容赦米の引きようがない。この場合御蔵納五斗一升三合との差し引き一俵につき二升三合不足の分を郡中より弁米のこと。

⑧ また、水揚げ廻しが五斗一升五合五勺五才あり、これに対し湊廻し五斗二升五合であれば、容赦米九合四勺五才だけの減少なので、様俵計量には及ばず、御蔵納五斗一升三合の俵入にも不足が無いので、この場合は様俵計量が平均五斗二升あったとしても納庄屋・船頭より弁米の必要がない。

以上が安政五年の廻米取締仮仕法である。これに対し、一〇月一日付にて郡中惣代より同取締請書を信楽御役所宛に提出し、取締仕法見

直し一件が落着する。なお、⑦⑧の規定より、蔵納時の内拵最低基準は一俵五斗一升三合であったことがわかる。

この見直し内容を検討すると、大きな変更点は見当たらないが、敢えていうと積立・水揚時の廻米の取り扱いが厳しくなったことである。

つまり、従来積立の際は濱詰庄屋は立ち会わず、上乘が到着するまでは廻米を船方へ任せていたが、これを改め濱詰庄屋立会を義務付け、上乘到着まで見張るものとしたことや、様俵細引き封印に支配役人と濱詰庄屋を加えたこと、そしてこの印鑑は上乘が納所まで持参し、水揚時に納庄屋が必ず突き合わせるものとしたことである。今回の廻米掠め取りが積立即日夜に行われていることが、因果関係として考えられるのではないだろうか。

しかし、安政六年八月付の「御廻米取締書」（加藤家文書）によると、安政五年の取締仮仕法でも様箱の廻米欠減は防げず減石が生じた。このため、郡中惣代は改めて廻米仕法改正を願い出た。これが続いて掲載されている「御廻米取締仕候様書」である。濱詰庄屋・納庄屋・上乘の資格、勤務内容を中心に取締強化を願い出ている。この内容は次の通りである。

① 湊詰庄屋は、北方二郡（茨田郡・讚良郡）で二人、南方五郡（若江郡・渋川郡・丹北郡・丹南郡・志紀郡）で二人、合計四人で通常は勤める。ただし、茨田郡讚良郡で手船にての川下げが一時期に重なり混み合う際は、増人すること。

② 廻米積立の節は、この四人以外に南北よりそれぞれ二人ずつ増員

- し、合計六人で勤めること。
- ③ さらに、積立の際の御米掛け廻しにつき六人でも行届かぬ時は、大阪近隣の村々で心得のある年寄・百姓代・組頭のうちから、南北よりそれぞれ二人ずつ増員すること。この増員分の勤め向きは、升廻しを行う様俵の秤掛け根取、米入升取、小口払俵ぐくりで、それ以外の俵は仲仕に任せること。
- ④ 廻米五分一廻しの際の秤目確認、様俵封印ぐくり、小口かがりは濱庄屋（湊詰庄屋と同義）が勤めること。
- ⑤ 御米の計量や棒引きは御定のとおり上乘の者にさせること。
- ⑥ 上乘の資格は去午年の仰渡どおり、持高十石以上の百姓で実態に応じ選ぶこと。
- ⑦ 廻米津出し川下げは一月中旬より取りかかり一二月二〇日までには終えること。
- ⑧ 廻米五分一廻しの際の鬮振りには、積所にては船頭に、納所にては納庄屋が行うこと。ただし、鬮筒の中は立会者が改めること。
- ⑨ 御出役様は従前通り一月中旬には大坂に到着願うこと。
- ⑩ 濱庄屋は役に立つ者を選び、追って届け出ること。
- ⑪ 納庄屋は同様に実態にそぐう者を選び、届け出ること。
- ⑫ 濱庄屋は御米廻送時、南北四人ずつは毎日暁六つ時より仮蔵所へ詰め合わせ、仮蔵所水揚・蔵仕舞・御封印・片付の勤務に従事すること。
- これらが簡条書きにされているが、結論としては、安政五年の改正仮

仕法も有効ではなかったということであろう。

いずれにせよ、郡中の立場に立てば、まず改正すべきは船方に対する取締の弛みであり、その不正を抑える権限は郡中村々にはなく、ひたすら幕府に縋るほかなかった。しかし、幕府の対応は前記三番船の乱俵の取り扱いにも窺えるように、決して積極的に郡中の立場を配慮する姿勢は感じ取れない。これは、城米廻送が積所への空船廻送や城米以外の積合せの禁止を強いられ、廻船業者にとって決して割のよい仕事ではなく、廻船の需給関係が飽和状態を超え廻船供給過多であった享保期以前は別として、利薄による城米廻船の減少に比して需要が伸びを示す幕末期は、城米廻船の確保に幕府も苦勞していたといえるからである。このような状況の中で廻船御用達の重要性は増し、船方は増収のため不正を行ったと考えられる。

参考のために、前掲大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米納方雑辨記」に掲載されている天保八年（一八三七）七月付の「御廻米船中減石不正之取計并弁米方御吟味願」における不正の口を紹介しておこう。ただし、これは羽州村山郡における廻米例である。上乘の証言によると、「船方のもの共上陸相勸候二付月日不覚三保ヶ関萩野湊様之浦下ヶ関神戸浦二而上陸致しいつれも半日一日位上陸致居居看等振舞候儀有之且品川沖などにてハ御米と看類なと交易致候儀も見受候儀」とあり、度々上陸を勧め上乘を上陸させている間に廻米を抜き取り浦々にて売り払っていたというものである。その他に、文久年間の商米積合せの不正例も報告されている。³⁵⁾

前記のとおり安政五年六月二〇日付願書にも、廻船請負入札制の弊害防止のために生まれた廻船御用達制度が、この時期には不正を生む一因となってくる様子が窺えるが、幕府は廻船御用達制度にメスを入れるまでには至っていない。

- (1) 布施市史編纂委員会『布施市史第二巻』布施市役所、昭和四二年、二九三—三〇一頁。
 - (2) 安政四年二月一日付「御廻米着船要用留」奥付（加藤家文書）。
 - (3) 信楽御役所支配の河内国幕府直轄領としては、南方五郡に対して北方二郡（讃良郡、茨田郡）があり、安政四年の納庄屋（納名主）惣代は茨田郡三ツ嶋村の樋口啓之助が勤めている。（安政四年一月付「御廻米納一件控」〔守口文庫所蔵〕）
 - (4) 渡邊忠司「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制—近世前期廻米制成立期を中心に—」『大阪の歴史』第五五号、平成一二年、五五—五六頁。
 - (5) 前掲「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制—近世前期廻米制成立期を中心に—」六四—六六頁。
 - (6) 竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」『歴史教育』第九巻の第一〇号、昭和三六年、五五頁。
- ただし、安政四年時点では、納方会所制度のもと笠倉屋伝吉等の納宿が復活しており、この頃にはその他に万屋為次郎等の廻米納人下宿と呼ばれる納方会所の手付を勤める類似の商人も生まれてきている。「阿部善雄」「江戸城米の廻送と蔵納—幕末期桑名藩預所城米を中心として—」『史學雜誌』第七二編第一号、昭和三八年、七〇頁。』
- (7) 鈴木直二「徳川時代の米穀配給組織」巖松堂書店、昭和一三年、五九〇頁。
 - (8) 前掲「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制—近世前期廻米制成立期を中心に—」、五三頁。
 - (9) 前掲『布施市史第二巻』、三〇九頁。
 - (10) 前掲『布施市史第二巻』、三〇九—三一〇頁。
 - (11) 前掲『布施市史第二巻』、三一〇頁。

- (12) 安政五年四月二三日付「乍恐以書付奉申上候」〔加藤家文書〕。
- (13) 前掲『布施市史第二巻』、三一〇—三一頁。
- (14) 安政六年八月付「御廻米取締書」〔加藤家文書〕。
- (15) 前掲「御廻米取締書」〔加藤家文書〕。
- (16) 前掲『布施市史第二巻』、三一頁。
- (17) 前掲『布施市史第二巻』、二九九—三〇一頁。
- (18) 前掲『布施市史第二巻』、三一五頁。
- (19) 前掲「徳川時代の米穀配給組織」、五九〇頁。
- (20) 寛政二年一〇月付「寛政元酉年十月於御勘定差配人船頭水主共江申渡候様被仰付候書付左之通」〔加藤家文書〕。
- (21) 日本経済史研究所『日本経済史辞典 下巻』日本評論社、昭和一五年、一三四頁。
- (22) 前掲『布施市史第二巻』、三一八—三一九頁。
- (23) 安政五年三月付「巳年皆済目録」〔加藤家文書〕。
- (24) 『門真市史第四巻近世本文編』門真市長東潤、平成一二年、七九頁。
『門真市史第四巻近世本文編』には、「この年（安政四年）の河内地域の廻米高は七—三九石四升六合七勺であった。」（一）内筆者注」とあるが、この廻米高は信楽御役所支配幕府直轄地のうち、北方二郡の分のみであり、本稿で示す南方五郡の廻米高が含まれていない。同じく、「この年（安政四年）の一番船・二番船・四番船・五番船・八番船によって門真市域も含めて河内地域村々の年貢米が運ばれた。」（一）内筆者注」という点も、南方五郡の廻米は本稿に詳述するとおり、六・七・八・九・十番船によって廻送されており、このうち八番船は茨田郡の廻米との積み合わせになっていたというのが実態であろう。すなわち、同書の内容は、安政四年北方二郡の廻米状況であるといえる。
- (25) 『布施市史第二巻』、三一〇頁には、「空船が到着すると租米を上荷茶船で積み込む。（中略）租米を出すとともに郡村から選ばれた納庄屋及び上乘が同乗する。」とあるが、安政四年、納庄屋は陸路を江戸へと出向いている。口文庫所蔵）に依拠している。
- (26) 八番船の航行記録については、安政四年二月付「御廻米納一件控」〔守口文庫所蔵〕に依拠している。
- (27) 大阪市『大阪市史第一』清文堂出版、昭和四四年、六四四頁。
- (28) 安政五年正月付「河内国去巳御年貢米御蔵諸入用帳」二冊、同年同月付

- 「河内国去御年貢初御蔵諸入用帳」、同年二月付「河内国去已御年貢米御蔵諸入用帳」三冊、「河内国去御年貢初御蔵諸入用帳」（加藤家文書）。
- (29) 安政五年二月付「河内国去已御年貢米御蔵納諸入用帳」（守口文庫所蔵「三ッ嶋村文書」）
- (30) 安政四年一二月付「江戸御廻米一村限御割符帳」（加藤家文書）。
- (31) 阿部善雄「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」（『史學雜誌』第七二編第一一〇号、昭和三八年、六二頁）。
- (32) 安政五年五月付「去已御廻米納不足二付買納代書物写」（加藤家文書）。
- (33) 安政五年六月付「御廻米積船木屋市蔵沖船頭正九郎不正之一件」（加藤家文書）。
- (34) 前掲「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」七四頁。
- (35) 前掲「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」七四―七五頁。